

私立幼稚園定員変更認可審査内規

(平成 5 年 3 月 23 日総務部長裁定)

私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の収容定員に係る園則の変更認可については、幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号。以下「設置基準」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、この内規の定めるところにより取り扱うものとする。

（目的）

第 1 条 この内規は、幼稚園教育の充実及び向上を図るため、幼稚園の収容定員変更の趣旨・規模、施設の状況、資産の状況、地域における幼稚園の状況等を総合的に判断し、幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可を適正に行うことを目的とする。

（条件）

第 2 条 収容定員に係る園則の変更については、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 原則として、幼稚園の所在する小学校区及びこれに隣接する小学校区（大規模な河川、鉄道、基地施設等により地理的に分断されている場合は、当該分断されている地域を除く。）の幼児数の動向及び当該地域における幼稚園の収容規模、充足状況等を勘案し、収容定員の変更が必要と認められること。

(2) 既設の幼稚園と不当に競合しないこと。

(3) 幼稚園の管理運営が適正に行われていること。

(4) 市町において幼稚園整備計画が策定されている場合は、当該計画に適合するものであること。

2 収容定員の増加に係る園則変更（以下「園則定員増」という。）の場合においては、収容定員を超える園児が在籍している事実のみを持って前項第 1 号に該当するものと解してはならない。

（学級編成）

第 3 条 1 学級あたりの幼児数は、原則として、3 歳児については 30 人以下とし、4 歳児及び 5 歳児については 35 人以下とする。

（施設）

第 4 条 施設については、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。ただし、収容定員の減少に係る園則変更（以下「園則定員減」という。）の場合は、第 2 号から第 4 号までの規定は適用せず、従前の施設で差し支えないものとする。

(1) 園舎は自己所有であること。

(2) 保育室の面積は、1 室につき 53 平方メートル以上であること。ただし、1 学級当たりの幼児数が 30 人以下の場合は、1 室あたり 45.4 平方メートル以上であること。

(3) 遊戯室については、1 室につき 90 平方メートル以上とし、幼児数に応じて適切な広さを備えているものであり、かつ、その形状は、遊戯室の目的にかんがみ適切なものであること。

(4) 園地及び運動場は原則として自己所有とするが、合理的な理由があるときは国又は地方公共団体（以下「地方公共団体等」という。）との契約による借用であっても差し支えないものとする。なお、やむをえない場合は、存続期間 20 年以上の地上権又は賃借権の設定登記による地方公共団体等以外からの借用を認めるものとする。

(借入金の制限)

第5条 園則定員増に伴う園舎の増築又は園地の取得にかかる借入金については、既往債務及び新規債務に係る年間返済額を当該年度(5月1日現在)の定員内実員で除した金額が、園児1人当たり納付金年額(毎月納付金×12月+入園料×1/3)のおおむね20パーセント以内であること。

(調整)

第6条 既設の幼稚園の園則定員増の要望とその周辺に移転を希望する幼稚園(以下「移転幼稚園」という。)が時期的に重なった場合は移転幼稚園を優先して考え、既設の幼稚園の園則定員増は、移転幼稚園を前提とした上で、さらにその必要があるかを判断するものとする。

(関係機関等の意見聴取)

第7条 認可事務を進めるに当たっては、次の関係機関の意見を参考にするものとする。

- (1) 市町又は市町教育委員会
- (2) 地区私立幼稚園協会
- (3) 必要がある場合は既設の幼稚園と競合関係にある幼稚園

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年3月13日から施行する。